

# 平成27年第12回教育委員会

## 臨時会議事録

平成27年7月29日

東久留米市教育委員会

## 平成27年第12回教育委員会臨時会

平成27年7月29日午後2時07分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 議案第58号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について
- (2) 諸報告
- ① 東久留米市小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会設置要綱の策定について
  - ② その他

---

### 出席者(5人)

|            |         |
|------------|---------|
| 教 育 長      | 直 原 裕   |
| 委 員        | 尾 関 謙一郎 |
| (教育長職務代理者) |         |
| 委 員        | 松 本 誠 一 |
| 委 員        | 名 取 はにわ |
| 委 員        | 細 川 雅 代 |

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 教 育 部 長   | 師 岡 範 昭 |
| 指 導 室 長   | 加 納 一 好 |
| 学 務 課 長   | 傳 智 則   |
| 生涯学習課長    | 市 澤 信 明 |
| 図 書 館 長   | 岡 野 知 子 |
| 主幹・統括指導主事 | 富 永 大 優 |

---

### 事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 庶 務 係 長 | 鳥 越 富 貴 |
|---------|---------|

---

傍聴者 なし

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後2時07分)

- 直原教育長 これより平成27年第12回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席で定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

---

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は名取委員にお願いします。  
○細川委員 はい。

---

### ◎傍聴について

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいません。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 6月17日に開催した第10回臨時会及び7月9日に開催した第7回定例会の議事録をご確認いただきました。名取委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかの委員はよろしいでしょうか。

(「修正なし」の声あり)

いずれの議事録も承認されました。

---

### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 「議案第58号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第58号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」、上記議案を提出する。平成27年7月29日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細は指導室長から行います。
- 加納指導室長 児童介助員賃金の増額が必要になったため、447万7,000円の増額を計上するものです。理由ですが、小学校の特別支援学級及び特別支援を必要とする児童が通常の学級に在籍する小学校に介助員(臨時職員)を配置しています。平成27年度当初予算では前年度の実績等から19人(特別支援学級に配置する介助員13人、通常の学級に配置する介助員6人)と見込んで所要額を措置しました。当初予算編成後の就学相談の結果、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童数が見込みより増え、配置する介助員が全体で24人となったため、介助員増(5人)に必要な臨時職員賃金について補正予算の要求を行うものです。
- 直原教育長 ご質問はありますか。なければ質疑を終え採決に入ります。「議案第58号 平成27年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第58号は承認することに決しました。

---

## ◎諸報告

○直原教育長 諸報告に入ります。「①東久留米市立小・中学校のサポート業務あり方検討委員会設置要綱の策定について」の報告をお願いします。

○師岡教育部長 お手元の資料をご覧ください。要綱の内容を読んで説明とさせていただきます。「東久留米市教育委員会訓令乙第20号 東久留米市立小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会設置要綱を次のように定める。平成27年7月28日。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。東久留米市立小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会設置要綱。（趣旨）第1 近年、小・中学校は、授業や生活指導等のほかに、いじめ・不登校対策、特別支援教育、食育やアレルギー対策、登下校時の安全確保、災害対策、保護者対応、地域との連携などさまざまな課題への対応を求められている。そのため市教育委員会では、主幹教諭を置いて教員の分掌組織を強化したり、スクールカウンセラーや特別支援教育に係る介助員・支援員などの専門の職員を配置したりするなど、対応に努めている。しかしながら、現行の学校経営の仕組みでは、児童・生徒の教育指導以外の業務についても、副校長や教員に多くの負担がかかり多忙をもたらしており、学校経営上問題となっている。また、現在文部科学省においては、学校が抱える多様な課題に対応するため、教員と異なる専門性や経験を有する専門スタッフを学校に配置し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮する「チーム学校」の実現に向けた検討を進めている。課題解決に向け望ましい方向であると考え、学校の経営機能を強化しなければその実現は難しい。このため、学校設置者である市教育委員会として、学校経営の見直しを図る必要がある。そこで学校事務等の、児童・生徒の教育指導には直接かかわらないが学校経営を支える基礎的な業務（以下、「学校サポート業務」という。）の重要性に鑑み、そのあり方の改善を図るための検討を行うこととする。（設置）第2 東久留米市立小・中学校の学校サポート業務の一層の効率化と質の向上を図るとともに、副校長及び教員から学校サポート業務に係る負担を軽減し、教育指導及びその管理に係る業務に、より集中できるようにするための改善策を検討するため、学校サポート業務あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。（所掌事項）第3 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。（1）学校サポート業務の現状の調査・分析（2）学校サポート業務の改善の具体的方策（3）前2項に掲げるもののほか、学校サポート業務の改善のため教育長が指示する事項。（組織）第4 検討委員会は次に掲げる者をもって構成する。（1）教育部長（2）教育部参事（3）教育部教育総務課長（4）教育部学務課長（5）教育長が指名する市立小学校長2名及び市立中学校長1名（6）教育長が指名する市立小・中学校副校長1名ずつ。（委員長等）第5 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。2 委員長は教育部長とし、副委員長は委員長が指名する。3 委員長は、検討委員会を主宰する。4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。（会議）第6 検討委員会は委員長が招集する。2 検討委員会は、委員の過半数の出席により成立する。3 委員長は、必要と認めるときには、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。（任期）第7 委員の任期は、この要綱の施行の日から第2の規定による最終報告が終了するまでとする。（庶務）第8 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。付則。1 この訓

令は、公布の日から施行する。2 この訓令は、第2の規定による最終報告の終了の翌日をもってその効力を失う。」。以上、この内容に基づき検討委員会を設置し、検討を進めたいと考えています。

○直原教育長 何かご質問はありますか。

○名取委員 最終報告が出るまでのお話ですが、検討期間の見通しはどのくらい考えていますか。今の段階では全然分かりませんか。

○直原教育長 基本的には今年度中を予定していますが、可能な部分があれば来年度予算にも反映したいと思っていますので、この秋ぐらいには一定の取りまとめをしたいと考えています。なお、検討委員会是要綱で定めたメンバーで発足しますが、検討を深め改善策も検討することになっていますので、内容によっては市長部局にも関係するため、その段階で市長部局の職員にもこの検討組織に加わってもらおうと思っています。

○名取委員 その場合は要綱を改正することになりますね。

○直原教育長 はい。その時点で教育委員会に報告します。

○名取委員 基本的なことを伺いますが、(趣旨)に書かれている、文部科学省が「教員と異なる専門性や経験を有する専門スタッフを学校に配置し、学校組織全体が一つのチームとして力として発揮する「チーム学校」の実現に向けて検討進めている。」とありますが、もう少し詳しく伺えますか。

○直原教育長 東京都の場合は、例えば、スクールカウンセラーは全校に週1回配置されています。今回、岩手県でいじめによる事故がありました。新聞報道によると、あの事例では学級担任が問題を抱え込んでいたようですが、そういうときに、教員とは別の専門性を持った人たちもそうした案件にかかわればまた違う展開になったのではないかと。これもいろいろなところで言われています。例えば、スクールカウンセラーは既にかかりの人数が各校に入っていますが、スクールソーシャルワーカーは現在3人です。必ずしも、ニーズに十分こたえられるだけの配置できているかという点、もう少し必要だと思っています。これは本市だけではなく、全国的にもそういう議論がされています。

今、中央教育審議会の部会ではここにありますが「チーム学校」と呼んでいます。教職とは違う専門性を持った、心理や福祉など、あるいは特別支援教育の関係などの専門性を持った方たちにも学校の中に入れてもらわないと、今の学校が抱えている課題に的確にこたえられないのではないかと議論がされています。実際これをやっていくということは「人を配置する」ということですから、予算上も非常に難しいハードルがありますが、今の学校が抱えている問題に対応するには、その方向を目指すべきだと思っています。

しかし、単にいろいろな人を学校の中に配置すればうまく機能するかという点、そういうことでもありません。ますます今度は全体をマネジメントする機能が備わっていないと、せっきくの教職以外の専門性のある職員もなかなか生かせないだろうと、むしろ他方で問題になっている副校長の多忙さがさらに深まるだろうと懸念されています。そういうことからしても、学校サポート業務のあり方について検討し、改善していく必要があるだろうと思っています。

○名取委員 分かりました。要するに、スクールカウンセラーは副校長の直轄になっていますが、仮にソーシャルワーカー等も入るとそれも副校長の直轄になりますから、このまま何もしないでただただ増やしていくと、今よりもっと副校長が多忙になって、学校経営上とても

機能が保てないということですね。

- 直原教育長 はい。人を雇うと人事管理という意味で、さまざまな仕事が増えてきます。そういう仕事を現実には副校長が担っていますので、それで良いのかという問題意識を持っています。
- 名取委員 学校にいる副校長は副校長としての本来の仕事をし、こういうマネジメント的なことは別に専門の人を設置するというのは財政的にも人材的にも厳しいのでしょうか。
- 直原教育長 それも一つの方策だと思います。
- 松本委員 この（趣旨）から導ける大きな方向性については、私は良いと思います。ただし、現状から大きく変わることになるでしょうから、その調整には相当大的なエネルギーが必要でしょう。相当な反発があるかもしれません。最近の新聞報道に、副校長などの管理職が学校にいる時間が十何時間という長時間学校に縛られているという記事がありました。副校長が忙しいことによって目がいき届かなくなり、重大事故につながらないためにも方向性としてはよろしいと思いますが、関係する方たちへの説明を丁寧に行うなど、くれぐれも慎重に進めていただきたいと思います。
- 直原教育長 この検討を始めるということについては、関係する職員あるいは団体にも説明していきます。
- 尾関委員 私も、学校の組織については改革していかなければならない状況にきていると思います。松本委員からは「慎重に」というご意見がありました。私は、逆になるかもしれませんが、子どもたちを支える教員をさらに支援するという意味からも、こういう組織の改革を市として早急に進めていってほしいと思います。いろいろな問題はあると思いますが、それを打ち破って進めてほしいと思います。子どもたちの置かれている現状をそのままにしておくことはできません。
- 細川委員 慎重に進めていただきたいことはもちろんですが、教育委員会側から一方的に言ったり進めたりするのではなく、いろいろな意味でお互いが納得して進めていくべきではないかと思いました。大きな改革になるかもしれませんので、この後にいろいろと引きずらないように行っていただきたいと思います。
- 直原教育長 検討委員会の中で鋭意検討を進め、節目でご報告したいと思います。よろしくをお願いします。

---

#### ◎閉会の宣告

- 直原教育長 以上で、平成27年第12回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午後2時29分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年7月29日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 名取はにわ（自 署）